

森林整備事業竣工検査内規

最終改正:令和4年12月6日

第1章 総則

第1条 趣旨

千葉県森林・林業関係事業検査及び調査要領（以下「検査要領」という。）第11条に規定する調査（森林整備事業に係るものに限る。）、千葉県森林整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5の5に規定する竣工検査、千葉県森林整備事業実施要領（以下「要領」という。）第3の3に規定する調査、第3の6に規定する竣工検査及び県単森林整備事業実施要領第3に規定する検査及び調査は、この内規の定めるところにより行うものとする。

第2条 検査員

- 1 検査は、森林課及び林業事務所の職員（以下「検査員」という。）が所属長の指名を受け行う。
- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

第3条 検査の対象

検査は、申請のあった施行地1箇所ごとに行う。

第4条 検査の認定

- 1 検査の結果、当該施行地が要綱及び要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を事業主体若しくは代理申請者（以下「事業主体等」という。）に通知する。
- 2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

第5条 調査野帳

検査員は検査した事項を調査野帳に記入し、これに署名又は記名・押印するものとする。

第6条 調査野帳等の保存

調査野帳及びこれらに類する書類等は、申請書とともに事業の終了の翌年度から起算して5年間保存する。ただし、国の特定森林再生事業の予算により実施した場合は原則10年間保存する。

第2章 検査

I 共通事項

第7条 検査の趣旨

検査は、その内容が要領等に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書及び実績報告書により確認できない内容は、現地にて確認する。ただし、要領第3の4の(6)の規定によるオルソ画像等が添付された申請で、過去に同

一施行地での申請において現地検査の実績があり、施業面積が同一の場合、第9条から第12条まで及び第20条から第28条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

第8条 GIS等の活用

- 1 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という）。
- 2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用することができる。

第9条 施行地の位置等確認

申請書及び施業図に記載された施行地の位置及び外周については、森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で確認する。

第10条 施行地の区域確認

- 1 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。
- 2 施行地として認める外周は、原則として施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵が完了している区域とし、その最大外周は外側の植栽木から1mの範囲内とする。ただし、地表かき起こし、不用木の除去等、一定区域の一部に対し施業を行う場合は、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域の面積とする。

第11条 除地

- 1 施行地内の岩石地、沢、林道等の植栽又は保育施業不可能地であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。また、除地の面積については、査定面積からの控除値が過少とならないよう算出する。ただし、0.01ha未満の植栽不可能地を数カ所合わせて0.01ha以上となるものは、除地としない。
- 2 広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

第12条 測量成果・面積の確認

- 1 第8条2項のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
 - (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100までとする。
 - (2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

- (3) (1)による場合、高低角については、水平距離が自動で計測できる場合は計測を省略できる。
 - (4) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
 - (5) (1)による場合、面積の検査にあたっては、当該申請の施行地数の 1/10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地において、測量野帳のデータから面積の計算を行う。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

第 13 条 施業間隔及び重複申請の確認

除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

第 14 条 森林所有者及び施行地の地番

施行地の森林所有者及び地番を森林簿等により確認し、その確認方法を調査野帳に記入する。

第 15 条 事業主体等の確認

事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

- 1 事業主体としての要件を満たしていること。
 - (1) 要領第 3 の 7 の (3) のア及びイに係る申請の場合は次の書類等
 - ア 認定された森林経営計画等
 - イ 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
 - (2) 要領第 2 の表の 4 及び表の 5 事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
 - (3) 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
 - (4) その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
- 2 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
 - (1) 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画等の認定を受けた者である場合を除く。）
 - (2) 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
 - (3) その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- 3 要綱第 5 の 1 の (3) 及び同 5 の 6 の (3) により事業主体からの委任による補助金の交付申請

及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

- (1) 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
- (2) 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

4 1～3における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること。

5 農地転用許可の有無

6 保安林等の種類

7 その他要領等の規定に照らして必要な事項

第16条 現場監督費及び社会保険料等の確認

1 当該施行地における現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。

2 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

第17条 標準地の設定

本数率等の検査は、必要に応じて標準地を設定して実施する。

なお、標準地の設定基準は、別に定める場合を除き、原則として以下のとおりとする。

1 標準地の規模

施業内容、現地条件等により、次のいずれかの方法により標準地を定める。

- (1) 1箇所当たり対象木 5列×10本 計50本以上
- (2) 1箇所当たり 100㎡以上の方形又は円形プロット

2 標準地の箇所数

施行地の面積に応じて、以下のとおりとする。

- (1) 1ha未満 1箇所以上
- (2) 1ha以上2ha未満 2箇所以上
- (3) 2ha以上5ha未満 3箇所以上
- (4) 5ha以上10ha未満 5箇所以上
- (5) 10ha以上 7箇所以上

第18条 森林の事前調査

風倒及び病虫害等の調査及び竹林拡大防止事業に係る竹林の調査は、事業実施前に標準地を設定して次のとおり実施する。

1 風倒及び病虫害等の被害森林の調査

(1) 標準地の規模及び箇所数

標準地の規模及び箇所数は第17条に準ずる。

(2) 被害率

被害率は標準地の本数被害率とする。なお、風倒被害率の区分は35%以上50%未満、50%以上75%未満、75%以上の区分とする。ただし、サンブスギ林総合対策事業については、風倒被害率の区分は10%以上とし、スギ非赤枯性溝腐病等の病害の被害率の区分は25%以上とする。

(3) 立木材積

立木材積については、原則として、標準地内の立木の胸高直径及び樹高を測定し、樹種ごとの立木幹材積表を使用して求めることとする。

2 竹林拡大防止事業に係る竹林の調査

(1) 標準地の規模及び箇所数

施行地の面積 0.5ha 当たり 1 箇所以上設定し、1 箇所当り 30 m²以上のプロットとすること。

(2) 竹の成立本数

胸高直径 3 cm 以上の竹を対象とし、1 ha 当たりの竹の成立本数が 3,000 本以上であることを確認すること。

(3) 不用木・枯損木の除去

竹林伐採の施行地内において、併せて森林再生の障害となる不用木及び枯損木の除去を実施する場合は、不用木及び枯損木の胸高直径を測定する。

3 その他

(1) 事前確認

事業実施にあたっては、事業主体は先行してプロット調査を実施し、併せて林業事務所等へ立会い依頼を行い、県職員が立会い適切な標準地であるか確認した上でプロット調査の確認を実施すること。

(2) 写真

事業主体等はプロット調査を実施する際に、調査地の状況が確認できる写真等を撮影し、報告するものとする。

第 19 条 完了時点

事業完了時点の確認は、原則として完了届等事業主体からの届出による完了年月日によるものとする。

II 施業種ごとの検査事項

第 20 条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

1 地拵の状況については、次により確認する。

(1) 地拵については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。

(2) 特殊地拵造林の判定については、森林簿又は前生樹の伐採状況により行うものとする。

2 植栽本数については、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により、第 17 条の 2 の標準地の箇所数で確認する。

(1) 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の方向に 11 列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。

(2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 m²を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

(3) オルソ画像等による申請の場合、(1)、(2)による計測箇所の位置をオルソ画像等に記載する。

3 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数／植栽本数により算出する。

- 4 枯損率が 20%未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。
- 5 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- 6 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。ただし、その確認ができないものについては、現地検査によるものとする。
- 7 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- 8 補植については、検査前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。
- 9 土砂採取跡地造林
 - (1) 客土、有機物の施用等が成林可能な程度に実施されているかどうか踏査確認する。
 - (2) 林地転用の有無を確認し、成林前に転用の可能性がある場合は不合格とする。
- 10 水田跡地造林
床ヌキ、客土、有機物の施用、排水溝の設置の状況等が成林可能な程度に実施されているかどうか踏査確認する。
- 11 被害地造林の災害の確認等
被害地造林については、本数検査法により本数被害率（被害本数／被害直前の立木本数）を確認し、森林保険等により災害の種類を判定する。

第 21 条 傾斜

平均傾斜は、当該施行地の平均とみなされる傾斜とする。

第 22 条 下刈りの検査

下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

第 23 条 雪起こし及び倒木起こしの検査

- 1 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。
査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。
- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

第 24 条 除・間伐等の検査

- 1 除伐、保育間伐、間伐、更新伐の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、第 17 条の 2 の標準地の箇所数で確認する。
- 2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。
- 3 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝

票等により確認するものとし、入荷伝票及び出荷伝票等の重量から材積に換算する場合は、1トン当たり 1.2 m³とする。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認するものとし、材積は原則として「素材の日本農林規格」（昭和 42 年 12 月 8 日農林省告示第 1841 号）に定められた標準的な材積計算方法により算出する。

第 25 条 保育間伐の検査

12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満であることを確認する。

第 26 条 特殊地拵えによる発生材の検査

- 1 特殊地拵え（サンプスギ林総合対策事業の伐倒、搬出を含む）による発生材については、原則、末木枝条を除き全量運搬されており、末木枝条については、その後の施業の実行に支障がない状態に整理されているかを確認する。
- 2 運搬材積は、第 18 条の風倒被害森林の調査による立木材積に 0.8 を乗じた数量とする。なお、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により、出荷先を確認するとともに、運搬済であることを確認する。ただし、全量運搬することが困難な場合は、運搬しない材積を差し引いた材積を運搬材積とする。
- 3 第 2 項により難しい場合は、第 24 条第 3 項に準ずる。

第 27 条 付帯施設等整備の検査

- 1 付帯施設等整備については、標準設計仕様等以上の効果が発揮できることを確認する。
- 2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

第 28 条 森林作業道等の検査

- 1 森林作業道については、千葉県森林作業道作設指針及び千葉県森林作業道開設基準に規定する各項目及び設計図書と照査し確認する。
- 2 作業路については、幅員中心の始点から終点までの全延長を踏査し、延長距離を確認する。なお、側線図等の提出がある場合の延長距離の確認は、測点間箇所の 10%以上の抽出確認とすることができる。
- 3 当該森林作業道等と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

第 29 条 林齢の検査

林齢については、当該施行地の植栽時の調査野帳等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

第 30 条 枝打ちの打上高の検査

原則として、標準地調査法により、枯れ枝の有無の確認及び平均枝下高の測定により行う。

第 31 条 その他の検査

- 1 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。
- 2 申請内容及び施業状況が標準単価区分と合致しているか確認する。

Ⅲ 現地での検査

第32条 第7条の規定により現地検査を行う場合は、次により実施する。

- 1 書類検査等により内容を確認できる場合に限り、次の(1)、(2)及び(3)の施行地以外の施行地の現地検査を省略することができる。なお、無作為抽出の方法は乱数表によるなど、無作為抽出の徹底に留意するとともに、抽出に当たっては、検査に直接関わらない職員が行う等、検査の信頼性と内部牽制機能の確保に努めるものとする。

(1) 要領第2の表に定める間伐及び更新伐の施行地であって、要綱第3の2に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の10%以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、下記に定める数の無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の10%以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

申請単位数	抽出単位数
2 ～ 4箇所	2箇所以上
5 ～ 8箇所	3箇所以上
9～13箇所	4箇所以上
14箇所以上	5箇所以上

(2) 下掲2回目の施行地の場合は、1申請に係る当該施行地数の10%以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

(3) (1)、(2)以外の施行地であって1施行地面積が次に定める規模に満たないものについては、当該施行地のうち無作為に抽出する10%以上に相当する数の施行地。

ア 人工造林・樹下植栽	0.5ha
イ 保育間伐	2.0ha
ウ その他保育（下刈り、枝打ち、除伐等）	0.7ha

2 施業図等への記入

前項により現地検査を実施した施行地の施業図又は調査野帳に次の事項を記入する。ただし、GNSSデータが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検測した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- (4) 伐採木の搬出確認箇所

- 3 現地検査を省略した施行地の調査野帳は、押印等により「現地検査省略」である旨を明記する。
- 4 現地検査において、疑義が認められる申請については、第1項を適用しない。

第33条 現地の事前確認

補助金交付申請又は実績報告に先行して、事業主体等から書面による施業完了箇所の確認依頼があり、その内容が適正と認められる場合、現地の事前確認を行い、後日補助金交付申請又は実績報告に基づき実施する書類検査の結果と併せて、竣工の合否を判定できるものとする。

第34条 現地確認の体制

現地検査は、その信頼性を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名での体制による実施も可能とする。

第35条 立会

現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

第36条 写真

検査時における検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

第37条 単位

実測単位は、別に定める場合を除き以下のとおりとする。

- 1 面積はhaとし、除地を除き単位以下3位を切捨て2位止め
- 2 角度は度
- 3 長さはmとし、単位以下切捨て
- 4 本数は本
- 5 材積は m^3 (束)とし、単位以下3位を切捨て2位止め
- 6 被害率は%とし、単位以下切捨て

IV その他

第38条 県単森林整備事業

県単森林整備事業については、本内規を次のとおり運用する。

- 1 本内規の第13条、第14条、第15条第1項から4項第16条、第19条及び第21条の規定は適用しない。
- 2 申請単位の内、事業実施者が異なる場合については、第32条の規定は適用しない。
- 3 間伐の搬出集積の検査
搬出率は、素材の林内残置率（素材の林内残置本数/伐採本数）から算定する。
この場合、原則として、伐採本数は標準地での伐採率から算定し、林内残置本数は全数調査による。

附則

- 1 この内規は昭和 53 年度(前期)事業から適用する。
- 2 この改正は、昭和 54 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 3 この改正は、昭和 57 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 4 この改正は、昭和 58 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 5 この改正は、昭和 63 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 6 この改正は、平成 3 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 7 この改正は、平成 12 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 8 この改正は、平成 16 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 9 この改正は、平成 20 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 10 この改正は、平成 24 年 1 月 16 日以降に実施する検査等から適用する。
- 11 この改正は、平成 28 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 12 この改正は、平成 30 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 13 この改正は、令和 2 年度繰越予算に係る補助事業から適用する。
- 14 この改正は、令和 4 年 1 2 月 6 日以降の令和 4 年度の予算に係る補助事業から適用する。